

TAKAHAMASHI

SHO

【高浜市商工会報】

KOKAI

NEWS

vol.284



2024.5.10

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahamaskk@katch.ne.jp

高浜市商工会会員数 = 925事業所 (令和6年4月19日現在)

新会員紹介

会員募集中！！

お知り合いで未加入の方がいらしたらぜひご紹介ください。

加入日付順 ※令和6年4月19日現在

事業所名	代表者名	業種
政ルーフ	上野政文	屋根工事
まーcurry/billy's キッチン	坂元正行	飲食 (移動販売車)
エクステリア浅井	浅井大舗	建設業

○商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。正確な記帳を求められる、消費税インボイス制度が始まりました。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。

○記帳継続指導

毎月1回、商工会に手書きの帳簿類、または自主会計ソフトを持参していただき、税理士会から推薦された税理士が記帳の仕方から決算まで丁寧に指導します。(指導期間：原則1年)

○記帳機械化指導 (パソコン会計)

1ヶ月分の取引の記録 (出納帳、振替帳など) を持参していただき、その伝票を確認し、商工会にてパソコン会計処理をします。(指導期間：お申し出がない限り毎年継続になります)

※費用等詳細に関しては高浜市商工会 (0566-53-1827) までお問い合わせください。

※対象者は小規模事業者に限ります。(所得について条件があります)

ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口 開設中

2023（令和5）年の経済対策に基づき、所得水準や世帯構成等に応じて各種給付金及び定額減税が実施されます。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の概要

住民税非課税世帯の方へ

世帯主に 1世帯あたり7万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。

【2023（令和5）年末から順次給付中】

（2023（令和5）年夏以降に給付された3万円とあわせると、1世帯あたり計10万円の給付となります）。

※ 対象となる方には、各市区町村よりご案内があります（給付ごとに各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください）。

住民税均等割のみ課税される世帯の方へ

世帯主に 1世帯あたり10万円と18歳以下の児童1人あたり5万円が給付されます。

【2024（令和6）年2～3月を目途に順次給付開始】

※ 対象となる方には、各市区町村よりご案内があります（給付ごとに各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください）。

住民税・所得税を納付している方へ

納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、

令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税所得割から1万円が減税されます。

減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる方には、

定額減税しきれないと見込まれるおおむねの額が1万円単位で給付されます。

【給付については、原則、2024（令和6）年6月以降市区町村に納付いただく、2024（令和6）年度分の個人住民税額等について市区町村が情報を確認した後、給付作業に入ります。】

※ 合計所得金額1,805万円超の方は対象外となります。

※ 給付については、対象となる方に各市区町村よりご案内がある予定です（各市区町村が定める申請期限がありますのでご注意ください）。

定額減税（給与等の源泉徴収事務）に関する詳細を知りたい方は、以下のページをご確認ください。

定額減税 特設サイト <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 TEL. 03-5253-2111（代表）